

# 自動車営業をはじめられる方へ

いわゆる「キッチンカー」や「移動販売車」など、自動車によって食品を調理・販売する場合、固定店舗と同様、取り扱う食品の種類や作業内容に応じて、「**営業許可**」または「**営業届出**」が必要になることがあります。

令和3年(2021年)6月1日以降に許可を取得される場合、道立保健所管内のほか、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能になりました。

NEW



## ① 営業許可・届出について

取り扱う品目等により必要な手続きが異なります。

|            |  |
|------------|--|
| 営業許可の取得が必要 | <ul style="list-style-type: none"><li>・焼き鳥、唐揚げ、フライドポテト、クレープ等の調理販売</li><li>・ビール、コーヒー等ドリンク類の提供</li><li>・包装していない魚介類の陳列販売や加工販売</li></ul> |
| 営業届出が必要    | <ul style="list-style-type: none"><li>・弁当そうざい(完成済品)の販売</li><li>・食肉(包装済品)、魚介類(包装済品)、青果物の販売</li><li>・その他温度管理が必要な食品や生鮮食品の販売</li></ul>   |
| 許可も届出も不要   | <ul style="list-style-type: none"><li>・常温で長期間保存可能な食品(缶詰、スナック菓子、常温保管可能な飲料等)</li></ul>   |

## ② 営業可能な地域について

令和3年(2021年)6月1日以降新たに許可を取得される場合、道立保健所管内の他、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能です。

### ! 既に許可を取得している方は以下の取扱いとなります

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、魚介類販売業(包装以外)、食肉処理業を取得している場合

👉 **現在お持ちの営業許可の有効期限までは、許可証に記載している区域以外では営業できません。**

次回の許可更新時、または有効期限までに改めて許可を取得すると、「全道一円」での営業が可能となります。

乳類販売業、食肉販売業(包装)、魚介類販売業(包装)を取得している場合

👉 **令和3年6月1日から自動的に「営業許可」から「営業届出」に移行され、「全道一円」で営業が可能となります。**

食品販売業を取得している場合

👉 食品販売業については、営業届出に自動移行されないため、**令和3年11月30日までに改めて届出**を行う必要があります。

届出を行った時点から、「全道一円」での営業が可能です。

### ③ 許可申請先・届出先について

「営業基地」の場所によって許可申請先・届出先が異なります。

「営業基地」とは？

発進前の準備及び帰着後の後始末など、営業の管理的業務を行う場所を言います。



営業基地が道内にある場合

営業基地の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。



営業基地が道外にある場合

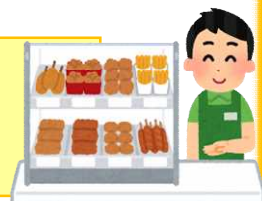
主な営業場所（予定も含む）の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。

### ④ 取扱い可能な品目について

自動車で使用する食品の調製、予備加工、包装等は、**原則として食品衛生法に基づく許可を受けた施設**で行ってください。

また、自動車内で調理加工を伴う品目を提供する場合、営業室の広さや構造、営業の内容により、以下の条件が付されることがあります。

- 調理を要する取扱品目は、**1～2品目程度**の提供とすること
- 自動車で行う調理は、原則として、**加熱・成型程度**とすること



なお、以下のとおり、**給水・排水タンクの容量**により、車内で実施可能な行為が異なります。

|      |   |  |
|------|---|--|
| 40ℓ  | <ul style="list-style-type: none"><li>1工程程度の簡易な調理を行う</li><li>使用する水は手洗い程度で、調理に水をほとんど使用しない</li></ul>                  |  |
| 80ℓ  | <ul style="list-style-type: none"><li>2工程程度までの簡易な調理を行う</li><li>手洗いの他、調理にも水を使用する</li><li>調理器具等の洗浄が必要となる</li></ul>    |  |
| 200ℓ | <ul style="list-style-type: none"><li>多品目を提供する</li><li>手洗いの他、調理にも大量の水を使用する</li><li>調理器具、食器等の洗浄や原材料の下処理を行う</li></ul> |  |



その他、詳細は最寄りの保健所までお問い合わせください  
(連絡先)